

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年8月7日(月)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 1 番 藪 内 義 成
 3 番 山 本 喜 八 郎

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

6. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について（5 条一時転用許可）
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権移転）
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転）
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 項の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）

7. 会議の経過

(事務局長) ご案内をしておりましたお時間より若干早いですが、平成29年第8回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきたい訳ですが、その前に臨時総会でご欠席でありました藪内委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。藪内委員の方から一言お願いします。

(藪内委員) (藪内委員あいさつ)

(事務局長) どうもありがとうございました。それでは、総会の方を始めさせていただきたいと思っております。

なお、出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長) 会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について（5条一時転用許可）
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権移転）
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名

(会長)

委員を指名します。1番の藪内委員、3番の山本委員でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題といたします。受付番号25について、事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる7月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 藪内委員 |
| 7番 | 田中会長 |
| 12番 | 松村委員 |
| 14番 | 田口委員 |
| 15番 | 曾束委員 |
| 16番 | 南秀和委員 |

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

(審議の前に、農地法3条について説明)

議案第1号受付番号25について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

議案書につきましては、この総会が公開の場であるということもありまして、個人情報との関係から議案書の方の読み上げはせず、記載のとおりでございますという表現でさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。写真と地図が載っている左方上にホッチキス止めしている資料でございます。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書をご覧ください。先ほど説明させていただきましたA4の紙1枚ものの調書でございます。こちらの方、3点をご覧くださいまして、審議をお願いします。会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ただいま事務局の方から3条の概要を説明していただきました。それを頭にいれながら進めてまいりたいと思います。

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号25の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号25の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号25に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について(5条一時転用許可)を議題といたします。

受付番号1について、事務局説明願います。

(事務局)

(審議の前に、農地法5条一時転用許可について説明)

それでは議案第2号受付番号1について議案書2ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧下さい。

また別添、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書をご覧になり審議をお願いします。会長よろしく願います。

(●●●委員) 今度、市街化になった●●●か。それをやる訳や。ここの市街化になったところに水路をつける訳やね。

(事務局長) はい、今、●●●委員がおっしゃっていただけてます、市街化に●●●、●●●の北側のラインで、ちょうど●●●●●のところまで市街化になっておりますので、ちょうどこの●●●から東向いて●●●●●の西側に道路があるんですが、1枚、3つに区分されてるところは、別ではあるんですが、その空いている部分の半分に物流施設がここに開発されるというようなところの排水を今回、工事をしたい。これを西側に排水路をもってくるということで、そのためにどうしても北側の農地の方に仮設道路として、進入路を設けていく必要があるというようなところで、工事の方を一時的転用として、許可の願いが出てるといいうようなところがございます。

(●●●委員) それは、分かるけども市街化になる方から出来ひんのかということと、もう一つこれより東側どうすんの。東側またする時どうすんの。また同じようにするわけ。これ今、半分に切れてあるわね。これ全部、市街化になってる●●●さんがもってやるここまでね。東の端まで、これどうせせんらんちゃうの。

(事務局長) 今回は、この東側部分のための排水路なんです。先行して、東側の物流施設が先に開発の方をされますので。

(●●●委員) 転用する先が東側。

(事務局長) はい、その西側、●●●の西側については、今計画は、されているんですが、●●●が増床されて、ちょうどこの斜線部分ぐらいまでに転用を考えられているというようなところで、先行して東側の。

(●●●委員) 東側をやるねんね。

(事務局長) 物流施設の開発が行われますので、そちらのための排水路というようなところの工事になってきます。

(●●委員) それは、市街化になるところからは、出来ひんもんなんか。わざわざ、田んぼを潰して、通路を作って、側溝せんと、こっちの南側の市街化になんねんなここ、今からやるどころ。そこからは、出来ひんもんなん。わざわざ潰すことないのちやうんかなと思うんやけど。

(事務局長) 既存の●●●さん自身が北側に。

(●●委員) どこに建ってあるんや、●●●さんって。

(事務局長) ●●●がね、今の斜線部分の4割ぐらい既存の宅地がございまして、その延長上になりますので、その一連の中で進入路を設けたいというようなことで、今回、やむを得ずというようなところになっております。

(●●委員) はい。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) この●●●の建ってるところは、せえへんねやね。写真で見たら青いフェンスというか塀があるところ。これの奥をやる訳やろ。

(事務局長) この隙間に水路を設けていくというような形ですね。ちょうど、右側の写真に通路上の中に排水路のコンクリートが見えてるんですけど、こちらにずっと市街化用の排水が整備されておりまして、右側の写真の右下の方にちょうど日付があつて。

(●●委員) これは、今、言った斜線あるところで東側言うたさかいね。

- (●●委員) これもずっといくの。
- (事務局長) はい、東側の開発の地域まで排水路をもってくとそこに流し込むという形になります。
- (●●委員) 転用するのは、この斜線の分だけで。
- (事務局長) 一時的な転用は、この斜線の分だけで。
- (●●委員) この斜線で切れてある、この右側、いわゆる東側やね、これもやんねんやろ今。
- (事務局長) 東側は、ここまで水路が到達しますんで。
- (●●委員) すんねんやろこれ、同時に。
- (事務局長) はい。
- (●●委員) ほな、これはどうもないのか。農地を潰さんでも。
- (事務局長) その北側については、開発の中でやっていくと。
- (会長) ●●委員、よろしいですか。
- (●●委員) はい。
- (●●委員) ちょっとすみません。
ちょっと教えていただきたいんやけどね。今現在、●●●さんの裏にはね、用水路が通っている訳ですよ、通ってますね。汚い用水路やけど、そこへ、その横に今度、排水と用水の水路が出来る訳ですか。2つ、何でか言ったらね、この前に道掘らはったんや。それは、排水や聞いてますんねんけどね、その今現在使ってるやつが用水ですんねん。その用水を無しにして、排水路だけ一本になるの。

- (事務局) 用水につきましては、そのまま残したまま、排水路を新たに設けるといような形でございます。
- (●●委員) そうやね、そうやなかったらそれともうちよつと用水と排水のちよつと広くなるということやな。
- (事務局長) 聞いてますのが、分筆をされて、町の方に帰属をする水路敷が出てくるというような形では、お聞きしてますので、●●委員、おっしゃっていただいているような既存の用水を残しながら、開発区域側で排水の方の土地を確保していくとそこに水路を設けていくというようには、お聞きしています。
- (●●委員) 今の話やけどね、この写真にあるのは、用水か。写真3つある左上。
- (●●●委員) 用水や。
- (●●委員) 用水、ほな排水はどこに作るのこれ。
- (●●委員) 今現在は、用水だけです、排水と用水は兼ねてます。
- (●●委員) ほな、排水作るんやったら、敷地内に作る思ったらフェンス潰さなあかんやん。
- (発言者不明) 東向いての排水路あらへん。
- (●●委員) 今は用水路が出来とる訳ですわ。用水路の●●●●の横には、農業用ポンプがすわってますわ。それから用水を引いとる訳ですわ。
- (発言者不明) 排水路ないやろ。
- (●●委員) 東西に。排水路はありません。排水路は用水と排水は農業

- (●●委員) だけやさかい兼用してます。
- (事務局長) すみません、公図の方を見させていただきますと、この間に排水・用水はないですね。
- (●●委員) 用排水を今兼ねてやっとする訳ですよ。だからかなり深いです。用水と両方兼ねるとるさかい。そこに堰板をかまして入れたり、抜いたりしとる訳ですよ。
- (●●委員) 排水って基本的に敷地内に作らなあかんのちゃうの。
- (事務局長) 分筆をされて、市街化区域側で。
- (●●委員) そういう計画ではるのそれは。
- (事務局長) 分筆をされて、そこに●●●さんも落としこまれる、また新たな物流施設も落としこまれるということですんで。
- (●●委員) どこに作るんやろか。
- (事務局長) 今、公図上見させていただくとここに南側と言いますが、●●●の北側に対してのその用排水的な土地が見受けられないのですが、これも既存であったということですかね。
- (●●委員) そうです。補助金いただいて、土地改良区また府、町の協力の元で●●からなんぼ出したやろな、●●●ほど出したかな負担。ほんで用排水を作ってもうた訳ですわ。
だから、東から西へ抜けていきよる。
- (事務局長) 東から西へ抜けてますか。
- (●●委員) いや、抜けてない。
- (事務局長) 抜けてないですね。

- (●●委員) 今後、掘らあったところへ排水やな。今道の真中断ち割って。
- (事務局長) はい、それが排水です。
- (●●委員) U字溝排水のやつ、こさえてますよね。
そこへ繋がる訳ですよ。
- (事務局長) 公図を見ていますとおそらくその土地、田んぼに対しての西側に用水敷があって裏側に排水敷があるのかなと思うんですけども、南北に向いての土地の官地と言いますか、用水路と道路敷というのがありそうな形で、今その市街化の部分につきましては、各●●●の部分、また新たな開発の部分で分筆をされて、久御山町が用悪水路として、排水の方を受けるといような形での土地の利用には、なっておりますので、また再度、詳細の方を確認はさせていただきますが。
- (●●委員) 東から西へ抜ける、●●●●のあのへんまで。その手前に●●●さん所から北へ抜ける。皆そこから水を取っとる。
- (事務局長) ●●委員、すみません。この東西に用排水があったということですか。
- (●●委員) いや、兼用になってますねんわ。
- (事務局長) 民地の中で排水をされているんですか。
- (●●委員) いや、民地ではないやろ。
土地改良区やから巨椋池の水路敷みたいなんがあったんやろうなと思うんやけどな。昔のいじやな。
- (事務局長) 公図を見る限りでいくと、その水路敷というのが、東西にないんです。

- (●●委員) そうやけど、今通してあるやん。U字溝書いてあるやん。
- (●●委員) ●●●の裏は、もう即農地の民地と。
- (●●●委員) 元々、民地や。
- (●●委員) ということは、官地がないちゆうことやね。
- (事務局長) 官地がないんです。
- (●●委員) 公図上は。
- (事務局長) はい、東側の方にも官地が抜けてないんで、●●●●●側ですね。
- (●●委員) その用排水のどっちかの地権者が負担してる訳やね。
- (事務局長) あるとしたら、そういう形になるんですけど。
- (●●委員) 民有地の水路なんかなあ。
- (●●委員) それは、都市計画の方になるか知らんけど、今写真見る限りでね、これでどこへ作るんやろと思うねん。
今、水路あんねんやこれ、今言ってる用排水か知らんでこれ、どっちが寄付してんのか知らんわ。
- (●●委員) そうやね、●●●さんのこれ北側のブロックというかフェンスのその赤いラインとの間にあるということやね。
- (●●委員) 今、すぐ見えたるわね。
- (●●委員) うん、雑草が生えたるところから。
- (●●委員) 別個に作れって出来ひんやんこれ。

- (●●委員) やれるんかそのへんが。
- (●●委員) ●●●さんが潰してもうて自分とこでやってもらわな。
- (●●委員) それは、都市計画やなこれは。
- (●●委員) 農業委員会の問題よりもあくまでも農業委員会は、この一時転用の問題やからな。
- (●●委員) 一時転用は、分かったそれで。
- (●●委員) ただ、あと開発上でどういう形で絵描かはんのかどうかやな。
- (事務局長) 今、おっしゃっていただいている既存の用排水の関係とあくまで一時転用として、この土地を借りるかどうかという一時転用の許可になりますので、ここの●●委員がおっしゃっていただけてます用排とこの新たにできる排水の方の関係を今一度確認をさせていただいて、ご報告の方をさせていただくようにします。今回は、農地の一時転用で農地を3メートル実質、4メートルほど進入路として確保したいというところのご審議をお願いしたいと思っておりますので、その排水の工事については、今一度確認の方をさせていただくということによろしいですか。
- (会長) ●●委員、よろしいですか。
- (●●委員) はい、よろしいです。
- (会長) とりあえず、農業委員会です、一時転用ということですので、都計関係の方につきましては、ちょっと調査をして、また報告してもらおうということで、処理をしたいと思っております。その他にご意見ございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは、色々ご意見いただきましたけども、とりあえず一時転用につきましての裁決に入りたいと思います。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権移転）を議題といたします。なお、案件書3ページから8ページの受付番号1から受付番号6は、新借手旧借手が同じですので、事務局まとめて説明願います。

(事務局)

(審議の前に、農業経営基盤強化促進法第18条（利用権移転）について説明)

それでは議案第3号受付番号1について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

また 利用権の移転については、本日6件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

続きまして受付番号2について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

続きまして受付番号3について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

続きまして受付番号4について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 6 ページをご覧ください。

続きまして受付番号 5 について、議案書 7 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

続きまして受付番号 6 について、議案書 8 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

この事務局が説明していただきました今回の案件につきましては、個人さんから法人さんへ名前が変わる案件でございます。

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第 3 号受付番号 1、受付番号 2、受付番号 3、受付番号 4、受付番号 5、受付番号 6 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 3 号受付番号 1、受付番号 2、受付番号 3、受付番号 4、受付番号 5、受付番号 6 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

この件やないねんけどね、私、今日聞いていて審議の方に違和感があるねんやね。というのは、1 番も 2 番も 3 番も先に事務局がこれは、大丈夫ですやろ大丈夫でっせという説明をしてしまう訳やね、これは、法律に乗っ取ってこうやりますとということ、審議もなんにも無しに手挙げなしゃあ

(●●委員) ないという状況になってくる。それとこの黄色のやつ、これにも当てはまるとこれで適応されてると今の現地報告も問題ないと賛成せなしゃあないねんこれね。だからその審議の方向、やり方には、ものすごい違和感があるねん、これでいいのか。皆さんどう思うのか知らんけど、とにかくこれは、大丈夫ですなんとこういうように申請してきたら、これはこう言いますねんてと言い方をしてまう訳や。ほなどうですかて手挙げなしゃあないねん。悪い言うてないでどこも。そやろ、まともやしそれでいいで。

(会長) ●委員、おっしゃった通り納得したと思うんですけども、特に今回の案件につきましては、先ほど申しましたように個人さんから法人さんになる案件ですので、それほど大きな問題がないかという意識があったように思うんですけども、その他に何か感じられた委員さんは、おられますか。
その通りだと言われる方もおられるとは、思うんですけども。

(●●委員) ちょっと●さんとの意見は、違うんですけども。

(会長) はい、●●委員どうぞ。

(●●委員) あくまで事務局が受け付けられた段階で不適合と思われるものは、受け付けしないのが、大前提やと思うんですよね。

(●●委員) 分かっとる。

(●●委員) だから●さんが言わはることも分からんこともないねんけども、やっぱり審議に載せるということは、大前提が可であろうという認識で事務局は、扱ってると思うんです。その辺が委員という立場と事務局が上程するという立場の違いが若干あると、今、●さんが言わはることが分からんでもないんやけどね。

(会長)

ありがとうございます。その他、何かご意見ございますか。よろしいですか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1、受付番号2、受付番号3、受付番号4、受付番号5、受付番号6の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）を議題とします。

受付番号9について事務局説明願います。

(事務局)

(審議の前に、農業経営基盤強化促進法第18条(所有権移転)について説明)

それでは、議案第4号受付番号9について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、所有権を移転する者が京都府農業総合支援センターの方になっておりますので、機構から受け手農家さんの方に売り渡すといった案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。こちらも所有権の移転について、本日1件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。会長よろしくお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第4号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

ちょっと一つ教えてほしいねんけども、この物件なんですけどもね、もうすでに現在、この公益法人が所有権を持たれてるということですね。ということは、過去になんらかの形で個人から法人にいつてるといふことがある訳ですか、それは、どういう形になってたのか、その辺をちょっと教えてほしい。

(事務局)

はい、●●さんから機構に所有権移転をまずしなければならぬのですけども、これにつきましては、二ヶ月前の総会の方で同じような審議をいたしまして、所有権の方が機構の方に移っています。機構の方が一ヶ月間、所有をいたしまして、その後、今月に機構から受け手の方に所有権を移すがためのこの申請の方があったとこういった流れでございます。

(●●委員)

分かりました。

(会長)

よろしいですか。

その他に何かございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号9の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号3農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を事務局報告

(会長)

願います。

(事務局)

(報告の前に、農地法第4条による転用届出説明)

それでは、報告第1号受付番号3について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

本件については、7月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましてを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、続きまして報告第1号受付番号4について、事務局報告願ひします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号4について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件についても、7月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましてを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第1号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、報告第2号受付番号8農地法第5条第1項第8号の規定による転用届出について(5条届出)を事務局報告願ひします。

(事務局)

(報告の前に、農地法第5条による転用届出説明)

それでは、報告第2号受付番号8について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件についても、7月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号8の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、次に受付番号9について、事務局説明願ひします。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号9について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。本件についても、7月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号9の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後2時40分 終了